

## 京都府環境審議会(総合政策部会・地球環境部会合同)結果

1 日 時 平成27年3月3日(火) 13:30~16:30

2 場 所 京都ガーデンパレス 鞍馬

3 出席者 乾委員、奥原委員(代理:中川 京都商工会議所産業振興部課長)、郡嶋委員、汐見委員(代理:吉良 京都府町村会総務課係長)、寺島委員、内藤委員(部会長)、中園委員、中野委員、長畑委員、本庄委員、榎村委員、増田委員、村上委員、矢部委員、横山委員、渡邊委員

### 4 概 要

京都府再生可能エネルギー導入等の促進に関する条例(仮称)の骨子案について意見交換を行った。下記、5-(2)のとおり。

### 5 内容

#### (1) 開会あいさつ(石野環境・エネルギー局長)

- 再エネ条例の制定については、環境審議会(総合政策部会)に諮問をし、御審議いただいたところ。これまでの検討の中で、再エネ条例と温暖化対策条例には重なる部分があり、整合性を図る必要が生じてきたことから、環境審議会(地球環境部会)と合同で開催させていただくこととなった。
- 再エネは、東日本大震災後、固定価格買取制度により、順調に伸張してきたところであるが、昨秋、系統接続の問題が生じ、今後の普及に不透明感が出てきた。こうした状況を受け、我々としては、再エネの普及に役立つ条例を作りたいと考えているところ。
- 再エネ条例のポイントは次のとおり。
  - 1 再エネの普及に関し、「地球温暖化対策推進計画」と「京都エコ・エネルギー戦略」を具体的に進めて行くための実施計画をこの条例で規定すること。
  - 2 建築物に再エネを導入する際、建築主に対し再エネ導入の努力義務と延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の特定建築物については温暖化対策条例により導入義務を課しているが、この条項を再エネ条例に移行させるとともに、新たに設計士や工事施工者に建築主への再エネ導入に関する情報提供の努力義務を課すこと。
  - 3 温暖化対策条例により、一般電気事業者等に電気の供給の量に対する再エネの供給の割合の拡大を図るための基本方針等を記載した計画書の作成・提出義務を課しているが、再エネ条例に移行させること。
  - 4 知事は、一定の要件を満たす地域協働で再エネの導入を進めている団体を登録し、府はその団体に様々な支援を講ずること。

○これまでの審議会での御審議や検討会議での御検討内容を踏まえ、再エネ条例の骨子案を取りまとめましたので、御審議いただきたく存じます。

(2) 京都府再生可能エネルギー導入促進条例(仮称)骨子案について(奥谷環境・エネルギー局理事) 配布資料1により説明したのち、意見交換。

○全体としては非常に良い案だが、具体性がないように思う。条例の中で、地球温暖化防止活動推進員の役割を規定してはどうか。地球温暖化防止活動推進員は地域でリーダーシップを発揮し、普及啓発活動やネットワークの構築などで着実に成果を上げ始めている。府にのみ役割を課すのではなく、そういった人々についても言及し、盛り込んでどうか。

(事務局)再エネの導入促進は、多くの団体・組織の皆さんと取組むべき課題だと考えている。

この条例は、温暖化対策条例を受けて再エネの導入のための施策の推進や計画の策定をするための条例として位置付けており、地球温暖化防止活動推進員については温暖化対策条例での位置付けとして一緒に進めてまいりたい。

○本日は、骨子案だけではなく、条文の書きぶりについても検討を行うのか。再エネについて、温暖化対策条例からこの条例に移行するとは、具体的にどういうことなのか。

(事務局)本日は、骨子案についてのみ御意見を賜りたい。建築物に係る地球温暖化対策で義務化に関する部分と、一般電気事業者等に義務づけている電気の供給の量に対する再エネの供給の量の割合の拡大を図るための基本方針等の記載した計画書の作成・提出義務に関する部分を、この条例に移行するということである。これまでの地球温暖化対策の枠組みを維持しながら、再エネ条例にどのように移行すればよいかについては、現在、庁内で調整しているところ。

○温暖化対策条例を改正することか。

(事務局)温暖化対策条例そのものを改正するのではなく、再エネ条例の附則で改正することを考えている。温暖化対策条例から、再エネに関する一般的な規定はなくなる。

○質問等をさせていただく。

①建築物に係る施策に似ている制度として、地球温暖化対策条例の中に緑化義務があったと思う。こちらはヒートアイランド現象の防止が目的であり、建築物に係る施策と競合する可能性はないか。緑化義務についても、1,000 m<sup>2</sup>以上の建物の屋上への設置等の決まりごとがあったと思うので、バランスのよい制度にすべきと考える。

②一般電気事業者等の義務について、供給する側に対して何らかの義務を課すべきと考える。「一般電気事業者」は関西電力など従来の大規模発電事業者で、「特定規模電気事業者」は新規参入してきた発電事業者と認識しているが、これら以外に、電気事業者に該当するものはいるか。

(内藤部会長)鉄鋼会社が工場で発生する余熱を利用し発電するなど、本業から外れて売電している事業者などが含まれるのではないかと注釈などでよいので、

具体例を上げておいた方が良いかもしれない。要は電力会社に対して再エネの導入を進めて欲しいということと認識しているが。

③電圧の調整を行う者(送電事業者)も含まれるのか。自前で発電設備を持たない電気事業者もいると聞いている。多様な形態の事業者がいる中で、骨子案にある「電気事業者」はどこまで含んでいるのか。接続可能電力を超えたことによる出力制御といった問題が生じているが、再エネ条例で電力の需給バランスを維持するためのシステムに関する事など何か言及はないのか。また、設備の中にシステムを含めてはどうか。

④「電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の割合の拡大を図るための設備」についても、具体的にどんな設備かイメージがしにくい。

⑤地域協働に係る施策について、登録要件に実施予定地が複数の地域にわたり行われることとあるが、これから再エネ導入に取り組む団体にとり、少し厳しいのではないか。

(事務局)お答えさせていただきます。

①温暖化対策条例では、13 の分野で温暖化対策を行う構成としており、緑化義務と再エネ導入義務が課される対象が重なるケースもある。緑化義務と再エネ導入義務が課せられる建築物については、太陽光パネルを設置すれば緑化したものと見なすこととしている。

再エネ導入義務について、建物内での消費電力のおおよそ 1%ほどを再エネでまかなって欲しいという思いがあり、再エネ設備を設置することによりその効果が数値として現れてくるが、緑化についてはその効果がやや不明なため、温暖化対策条例では啓発的な意味合いで取り扱っている。温暖化対策条例で課される義務は、排出量削減のために数値が読めるものを大前提としており、それに併せて緑化の導入も勧めるもの。

②温暖化対策条例の中で、事業者の責務については既に規定しているので、再エネ条例では敢えて規定しないこととさせていただきたい。一般電気事業者は関西電力や東京電力といった大手電気事業者がこれにあたり、特定規模電気事業者はエネットなど新電力と呼ばれる、原則 50kW 以上の顧客に対し電力の供給を行っている事業者がこれにあたる。現在、特定規模電気事業者は 500 社ほどあり、再エネではこの二つの事業者のみを対象としている。

③府内では、今のところそういった制約は行われていない。府内の需要に対する再エネの電源を増やし「エネルギー自給・京都」を推し進めていくという趣旨の条例であり、需給バランスを整えるといった全国規模で行われるであろう電力の同時同量を達成させるためのシステムについては、府の再エネ条例の範疇を超えることになる。

④「設備」には、再エネを合理的に利用するためのシステムも含んでおり、例えば、蓄電池や広域連系に必要となってくる設備についても、この中に含んでいる。

⑤再エネ導入促進団体の取組が他の地域に効果が及ぼすことを意味しており、書き方については法制部局と調整させていただく。

○出力抑制に必要な装置についても、一般電気事業者等が計画書を作成し、知事への提出を義務づけるのか。

(事務局)「設備」は出力抑制に必要な設備に限定していない。再エネを普及させるために必要となる設備全般を指している。

○再エネ事業者が行うべき出力抑制に必要な設備まで、一般電気事業者等に求めていると理解した。温暖化対策条例から移行されていると考えていたが、温暖化対策条例の条文では「設備」という言葉が使われておらず、書きぶりが少し異なるように見える。

(事務局)再エネ事業者が負担すべきものまで、一般電気事業者等に負担させるつもりはない。誤解が生じないよう法制部局と調整させていただく。

○これまで多くの議論を重ね、苦勞されて作られたものと感じる。数点、質問等させていただく。

① 定義について、私たちは再エネの賦課金を自らの意志に関わらず負担しているので、再エネの利用に関することを敢えて定義しなくてもよいのでは。

② 実施計画について、再エネ導入の数値目標を定めることとなると思われるが、国の電源構成、ひいては府の電源構成も定まっていない中で、計画を策定することができるのか。

③ 一般電気事業者等に課す計画書の作成・提出義務について、今後、エネルギーベストミックスの決定、小売電力市場の自由化により住民が自ら使う電気を自由に選択し、事業者も国の施策方針を踏まえ発電するだろうこの時期に、計画書を作成することができるのか。また、設備の導入に努めることと、計画書の提出を義務づけることは、文面的に矛盾しているように感じられる。

④ 地域協働に係る施策について、私も期待をしている。しかしながら、登録要件の一つに、事業が複数地域にわたり行われていることがあり、ハードルが高いように思える。

⑤ 公共の用に供するとは具体的にどのようなことなのか？再エネ導入推進事業に、市町村が絡むことはないのか。水力やバイオマスは、自治体の関与があれば導入が進むのではないか。

(事務局)お答えさせていただきます。

① 小売電力が自由化されれば、府民が電力会社を自らの意志により選択できるようになる。再エネ設備を自ら導入しなくても、再エネ由来の電気を購入する府民を想定している。

② 府としての目標値を定める予定。例えば、府内で新築される建物のうち、〇〇%の再エネ導入を目指すなど。

③ 温暖化対策条例の中で、計画書の作成・提出義務などを既に規定している。計画

書の提出を義務づけるが、再エネ整備の導入は努力義務であるので、分かりやすい表現に改める。

- ④ 市民出資型の再エネ導入事業や小水力発電のノウハウを持つ者が府内の各地域で導入を進めることを想定している。
- ⑤ 社会福祉施設や保育園などへの供給、株式会社でも売電により得た利益を株主に配当するのではなく、寄附や環境学習などに使うことを想定している。

- 再エネ導入の課題は、発電効率が悪いことと、電気を効率的に貯めることができないこと。洋上風力は実用化にはまだまだ時間を要し、地熱発電も様々な問題を抱えている。現在の技術では大規模な再エネ導入が見込めず、革新的な技術開発が必要不可欠。骨子案では、既存技術を前提とした再エネの導入を促進することが読み取れるが、研究機関も再エネの普及に関わるような記述をして欲しい。
- 再エネの定義に地中熱利用も含まれていると理解してよいか。再エネを導入するには、環境への配慮が必要。
- 生物多様性の観点から、生物多様性のマイナス面として地球温暖化問題が挙げられるので、再エネ導入については賛成。自然との調和を無視した再エネの導入が進められるケースがあり、生物多様性とエネルギーの双方がプラスになるよう、再エネを導入する際には、周辺地域の環境に十分配慮すべき。
- 再エネ導入はコストが大きな課題となる。導入にはこの点を見据えることを条例に盛り込んでどうか。再エネの導入は、地域社会づくりに貢献するという視点は良い。背景にはこの点書かれているが、目的では書かれていない。地域社会づくりに関することを書くのであれば、具体的な見通しも合わせて書くことができれば、更によくなる。
- 骨子については異論はないが、再エネと系統電力との親和性に疑問を感じる。系統電力は集約化と効率化を進め、大電力を発生させてインフラを通じて分配すること。一方、再エネは分散型のエネルギー。両者が現在の技術で融合することができるのか、再エネの導入を系統電力との接続とか固定価格買取制度への依存することなどを前提とすべきではないかも知れない。考え方を少し変えて、再エネが自立分散型であれば、需要も自立分散型であってもよいかも知れない。グランドデザインを書かれる際、この点を考慮していただきたい。
- 地域協働により、コモンズ的な社会を作っていくとの視点はよいこと。採算ベースに合わせた再エネの導入は無理があり、府として、再エネを地域社会づくりのために活用するのか、又は固定価格買取制度に依存した形で普及させるのか、ビジョンをしっかりと持って欲しい。
- 条例なので、抽象的にならざるを得ないと思っている。一般電気事業等に関する部分を少し修正すればよいと思う。

(3) 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況等について(高屋地球温暖化対策課長)  
配布資料2により報告。

(4) 閉会あいさつ(森田環境・エネルギー局副局長)

- 骨子案について、分かりにくい部分があったので、府民に分かりやすい内容に改めた上で、パブリックコメントをさせていただきたい。
- 府として、再エネを導入することにより、どのような社会を目指すのかということをしっかりと考えながら、再エネ条例を制定したい。

以上